

上田市犯罪被害者等支援条例制定について

1 制定の理由

犯罪被害者等が置かれた状況に応じて、適切かつ途切れることのない支援を行うとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等の支援に関する条例を制定するもの

2 背景等

誰もが犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族又は遺族になる可能性がある。また、直接的な被害による心身や日常生活への影響のほか、経済的な負担や再被害、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害が生じることもある。

国が平成16年に制定した「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体に犯罪被害者等の支援に関する施策を策定・実施する責務を課している。

上田市では、人権尊重のまちづくり条例に基づく人権施策基本方針で、分野別施策として犯罪被害者等を位置付け、啓発等の施策を実施してきたが、今回、犯罪被害者等の支援に関する基本理念や支援の基本となる事項を定める条例を制定するものである。

3 条例案の概要

(1) 全14条構成

(2) 主な条項

ア 目的（第1条）

本市の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務や市民等の役割を明らかにするとともに、支援の基本事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

イ 犯罪被害者等の支援に関する基本理念（第3条）

- ・支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行う。
- ・支援は、受けた被害、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて適切に行うとともに、二次被害が生じることがないように十分配慮して行う。
- ・支援は、迅速かつ公正に、途切れることなく行う。
- ・支援は、市、市民等、関係機関等及び事業者が連携して推進する。

ウ 市の基本的施策

相談及び情報の提供等（第7条）、日常生活の支援（第8条）、居住の安定（第9条）、雇用の安定（第10条）、経済的負担の軽減（第11条）、市民等及び事業者の理解の促進（第12条）及び民間支援団体への支援（第13条）

4 施行期日 令和6年4月1日

附属機関に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

上田市の附属機関として、歴史的な活動、歴史的建造物、その周辺の町並みなどを保全、保存しながら地域固有の財産を活用した地域活性化を目指す歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成、変更及び推進に関し調査審議を行う「上田市歴史的風致維持向上協議会」を設置するため、所要の改正を行うもの

2 改正の背景

上田市では、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条の規定に基づき、計画を策定し、令和5年2月に国の認定を受けた（計画期間：令和5年度から令和14年度まで）。

計画においては、学識経験者、自治会等各種団体及び行政機関の代表者などにより構成される上田市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗状況などについて報告・提案し、助言や意見を得ながら、事業の推進を図ることを定めている。

計画策定中の間、当該協議会については、国との協議によっては組織構成の見直しの可能性もあったため、部局内規に基づく意見聴取のための会議として位置付けてきたが、計画が認定されたことから、計画期間中の事業の推進等に係る調査審議を行うため、当該協議会を審議会等附属機関として位置付ける必要がある。

3 改正の内容

(1) 附属機関に関する条例

別表に上田市歴史的風致維持向上協議会を加える。なお、任務等は次のとおり。

任務 歴史的風致維持向上計画の作成、変更及び推進に関し、市長の諮問に応じ、調査審議を行う。

組織 協議会は、委員15人以内をもって組織し、歴史的風致の関係者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

委員の任期 2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(2) 上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（附則改正）

別表第4に当該協議会の委員の報酬（日額）を、他の附属機関の委員の報酬と同様に、6,800円として規定する。

4 施行期日 令和6年4月1日